

# ○国立大学法人上越教育大学職員自家用自動車業務使用取扱要項

(平成21年4月6日学長裁定)

最終改正 令和元年5月31日

(目的)

**第1条** この要項は、国立大学法人上越教育大学旅費規程（平成16年規程第52号）（以下「旅費規程」という。）第20条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の役員及び職員が自家用自動車を本法人の業務のために使用する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車  
で、自動二輪車を除くものをいう。
- (2) 自家用自動車 役職員若しくは役職員と生計を一にする家族が所有する自動車、または割賦販売法（昭和36年法律第159号）に割賦等で購入し、所有権が留保されている自動車のうち役職員の日常的通勤等に使用しているものをいう。
- (3) 指定自家用自動車 業務のために使用することを認めた自家用自動車をいう。
- (4) 役職員 本法人の役員、職員及び非常勤職員をいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に定める派遣労働者で、本法人に派遣された者は含まない。

(自家用自動車の登録)

**第3条** 役職員は、自家用自動車を使用する場合は、別記第1号様式の指定自家用自動車登録申請書（以下「登録申請書」という。）により、学長に申請し許可を得なければならない。

2 学長は、前項の申請内容が、次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、指定自家用自動車として許可し登録するものとする。

- (1) 役職員が普通運転免許証を取得後、過去1年間継続して運転経験があること。
- (2) 申請する自家用自動車について、示談交渉権付き自動車保険（以下「任意保険」という。）で、対人賠償保険の保険金額が無制限であり、また、対物賠償保険の保険金額が1,000万円以上の自動車保険契約が締結、かつ、業務に使用する場合に同保険が適用されていること。ただし、第5条の規定により役職員又は本学の学生等を同乗させる場合は、さらに保険金額が1,000万円以上の搭乗者傷害保険又は人身傷害補償保険契約が締結されていること。

3 学長は、前項により許可をした場合は、これを申請者に通知する。

4 第2項の許可を受けた役職員は、登録内容に変更が生じた場合には、速やかに別記第2号様式の指定自家用自動車登録事項変更届により学長に変更を届け出なければならない。

5 学長は、登録申請書を登録簿として管理するものとする。

(指定自家用自動車使用の条件)

**第4条** 前条により許可を受けた役職員が指定自家用自動車を業務に使用できるのは、本法人の共用自動車の利用ができない場合で、次に掲げるいずれかの事項に係る業務を遂行する上で必要であり、公共交通機関の利用が困難な場合とする。

- (1) 教育実習及び学校支援実習
- (2) 学生指導及び研究指導
- (3) 教員養成実地指導等の授業
- (4) 学内外の諸会議
- (5) 大学教員初任者研修及び大学教員学校現場研修
- (6) その他学長が必要と認めたもの

(同乗者の制限)

**第5条** 業務の必要上、同一用務のため他の役職員又は本学の学生等を同乗させる場合は、その人員を必要最小限にするとともに、同乗者の所属、職名(学生にあつては、学年)、氏名及び同乗を必要とする理由を明らかにしなければならない。

(使用の制限)

**第6条** 学長は、役職員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定自家用自動車の使用を許可しないものとする。

- (1) 役職員の心身の状態が運転に不適切な状態にあるとき。
- (2) 過去3年間において自動車等の運転により事故を起こし、罰金以上の刑に処せられてから1年を経過していないとき。
- (3) 国立大学法人上越教育大学職員就業規則(平成16年規則第10号)第8条第1項又は国立大学法人上越教育大学非常勤職員就業規程(平成16年規程第37号)第6条の2第1項に規定する試用期間を経過していないとき。
- (4) 運転者の運転走行距離が、行程200km程度を超えると時。ただし、特に認められたときは、この限りではない。

(禁止事項)

**第7条** 役職員は、第3条第3項により指定自家用自動車の使用の許可を受けた後に、次の各号のいずれかに該当する場合は、自家用自動車を業務に使用してはならない。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)に違反して、運転免許の取消し若しくは停止の処分を受けている場合
- (2) 役職員の心身の状態が、傷病その他の理由により自家用自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (3) その他正常運転ができない状態にある場合
- (4) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による定期点検整備を行っていない場合  
(交通事故等の場合の措置)

**第8条** 役職員は、指定自家用自動車の業務使用中に交通事故が発生した場合は、直ちに運転を中止し、法令に定められた措置を講じるとともに、速やかに別記第3号様式の交通事故報告書を学長に提出しなければならない。

(旅費の取扱い)

**第9条** 指定自家用自動車を使用した場合の旅費については、旅費規程第4条第7項の規

定を、この要項において準用する。この場合において、同項の規定中「本法人の所有する自動車又は賃貸借契約により借り上げた車輛」とあるのは、「指定自家用自動車」と読み替えるものとする。

(損害賠償責任)

**第10条** 指定自家用自動車の業務使用中に、第三者に損害を与えた場合における損害賠償は、当該役職員が加入する自賠責保険及び任意保険によるものとする。

2 前項の自賠責保険及び任意保険により賠償できないものについては本法人が賠償する。ただし、本法人が賠償した場合において当該交通事故の原因又は事故後の措置について役職員に故意又は重大な過失があった場合は、本法人は当該役職員に求償することができる。

(免責)

**第11条** 本法人は、役職員が指定自家用自動車の使用中に起こした交通事故等による自家用自動車の毀損に対する損害賠償の責を負わない。

2 本法人は、許可を受けることなく指定自家用自動車を使用して起こした事故又は事件については、一切の責任を負わない。

(無補償)

**第12条** 本法人は、第10条第1項の規定に関わらず、役職員が第6条に定める事項に違反して起こした事故又は事件による損害に対しては、補償を行わない。

2 本法人は、役職員が自家用自動車の業務使用の許可を受けるに当たり登録申請又は使用において虚偽の請求があったことが判明した場合、補償を行わない。

(罰課金)

**第13条** 役職員が指定自家用自動車の使用中に生じた罰金、科料及び反則金等は、役職員の負担とする。

(諸費用の負担)

**第14条** 指定自家用自動車を使用した役職員（この場合、同乗者を除く。）の請求に基づき、次の各号に掲げる諸費用を本法人が負担する。

(1) 走行距離に1キロメートルにつき15円を乗じた額。ただし、走行距離に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 業務上必要な範囲において、有料道路を利用した場合の通行料金の実費

(3) 有料駐車場を使用した場合の駐車料金の実費。ただし、宿泊を伴う場合は、宿泊料を含むものとする。

(諸費用の請求)

**第15条** 役職員が指定自家用自動車を使用した場合は、別記第4号様式の自家用自動車使用諸費用請求書に必要な書類を添えて学長に提出しなければならない。

2 前項の様式に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 有料道路を利用した場合、領収書又は支払を証明するに足りる書類

(2) 有料駐車場を利用した場合、領収書

(雑則)

**第16条** この要項に定めるもののほか、自家用自動車の業務使用について必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要項は、平成21年4月6日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

**附 則（平成22年3月30日）**

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則（平成24年3月29日）**

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則（令和元年5月31日）**

この要項は、令和元年6月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

指定自家用自動車登録申請書

年 月 日

上越教育大学長 殿

所 属  
職 名  
使用者氏名

業務に使用する自家用自動車の指定自家用自動車登録について、下記のとおり申請いたします。

記

車種・車輛番号			
型式・排気量			
所有者名 (本人以外の場合は、本人との続柄も記入)			
自動車検査証有効期間		年 月 日まで	
自賠償保険有効期間		年 月 日まで	
任 意 保 険	契約者 (本人以外の場合は、本人との続柄も記入)		
	加入内容 (賠償・傷害保険金額)	対人賠償	円 ・ 無制限
		対物賠償	円 ・ 無制限
		搭乗者傷害	円 ・ 無制限
		その他 ( )	
	示談交渉代行付き保険内容	対人 ・ 対物 ・ なし	
	有効期間	年 月 日まで	
保険会社名			

(注) この申請書には、自動車検査証、任意保険の証書及び申請者の運転免許証（表裏）の各写しを添付すること。

**別記第2号様式**（第3条関係）

指定自家用自動車登録事項変更届

年 月 日

上越教育大学長 殿

所 属  
職 名  
使用者氏名

登録済みの指定自家用自動車について、登録事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出いたします。

記

車種・車輛番号	
---------	--

変更事項	変更後の内容
自動車検査証有効期間	年 月 日まで
任意保険有効期間	年 月 日まで
任意保険加入内容又は 示談交渉代行内容	
その他	

(注1) 該当する変更事項に○を付け、その変更後の内容を記載すること。

(注2) この申請書には、自動車検査証、任意保険の証書の各写しを添付すること。

別記第3号様式（第8条関係）

交通事故報告書

年 月 日提出

職員	所属	氏名
相手方 (※印は可能な範囲で記載)	ふりがな 氏名	※ 年齢
	※ 職業	
事故発生日時	※ 住所	
	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後
<input type="checkbox"/> 通勤中 <input type="checkbox"/> 勤務中 <input type="checkbox"/> 勤務・通勤時間外		
事故の状況	(飲酒、酒気帯びの場合はその旨記載のこと)	
事故現場見取図		
怪我の状況	職 員 (同乗者)	
	相手方 (全 員)	
事故への対応	<input type="checkbox"/> 警察への通報 <input type="checkbox"/> 消防(救急車)への通報 <input type="checkbox"/> 怪我人等への救護措置 <input type="checkbox"/> その他特記事項(保険会社への連絡を含む)	

本様式は、必要に応じて用紙を補って使用する

別記第4号様式（第15条関係）

自家用自動車使用諸費用請求書

年 月分

所属	氏名				
旅行日	業 務	業務先	走行 距離	同乗者 の有無	備 考
			km	有・無	
~~~~~					
~~~~~					

- 注 1. 同乗者がいる場合は、旅行日、所属、職名（学生にあつては、学年）氏名及び同乗を必要とする理由書（書式任意）を添付すること。
2. 有料道路を使用する場合は、区間を備考欄に記載する。
3. 予算項目を備考欄に記載すること。（例/財源： 予算： ）
4. 予算項目が科学研究費補助金の場合は、大学運営資金とは別様とすること。

自家用自動車を上記のとおり使用したので請求します。

上越教育大学長 殿

年 月 日 (氏名) 印

上記の内容は事実に相違ないことを確認した。

労働時間管理員 (氏名) 印

財 務 課 整 理 欄	
車賃	円
有料道路代	円
その他	円
合計	円

注 有料道路（高速自動車道を含む。）、有料駐車場使用時は証拠書類を添付すること。